

(様式5)

都行第673号

令和3年7月7日

広告代理店 }
広告主 } 御中

さいたま市長 清水 勇 人
(公印省略)

広告掲載に係る募集について（依頼）

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業を行っております。

この度、広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集しますので、参加を希望する場合は、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、下記により必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 広告媒体名称 | 水道だより「水と生活」(第175号・第176号) |
| 2 | 募集内容 | 別紙「広告募集仕様書」のとおり |
| 3 | 広告主等の
決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却 |
| 4 | 提出物 | 「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」 |
| 5 | 提出期限 | 令和3年7月26日(月)正午まで |
| 6 | 提出先 | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
(さいたま市役所5階)
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 7 | その他 | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当：石川・三浦

電 話：048-829-1106

F A X：048-829-1997

E-Mail：kaikaku@city.saitama.lg.jp

見積書提出に当たっての留意点

1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積りした金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額が、最低募集価格（税込み）の110分の100に相当する金額を下回った場合は、失格とします。
- ③ 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ④ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効とします。
- ⑤ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑥ 見積書には押印が必要です。御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑦ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断します。
- ⑧ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、別に指定する日時に当該見積書を提出したものによるくじ引きにより決定します。このくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、決定します。
- ② 見積り結果については、原則として提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	水道だより「水と生活」(第175号・第176号)		
発行部数	約631,000部/1回		
規格	判型	A4判	
	ページ	全8ページ	
	色	全ページ4色カラー	
発行日	令和3年12月1日・令和4年4月1日		
内容	水道局広報全般		
配布方法 (期間・エリア・ 対象者等)	配布方法 ポスティングによる配布及び市関係施設での配布 配布期間 発行日を含む前4日間 配布エリア・対象者 さいたま市全世帯及び区役所、公民館、図書館等市関係施設		
発行元	水道局 業務部 水道総務課		
備考	「市報さいたま」と同時配布		

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	最低募集価格 (税込み)
最終ページ・下段	縦70mm×横190mm	1枠	4色	242,000円
	mm× mm	枠	色	円
特記事項	1 さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。 2 広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費(版下・デザイン)は含みません。 3 水または水道に関する業種又は事業者の掲載は行いません。 4 掲載枠数は1枠ですが、スペース内であれば分割しても差支えありません。			
入稿について	1 完全データにて入稿してください(データ形式:PDF、文字はアウトライン化)。 2 入稿時には出力見本を添えてください。 3 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。			

	<p>4 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。</p> <p>5 入稿締切までに原稿の提出がない場合、広告の掲載はできません。その場合でも広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。</p>
初稿入稿締切	発行日の90日前まで
最終入稿締切	発行日の60日前まで

3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付または封緘のうえご持参ください。
申込締切日	令和3年7月26日(月)正午必着
申込先 (問合せ先)	(担当課名) さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
	(所在地) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
	(TEL) 048-829-1106 (FAX) 048-829-1997
	(Eメール) kaikaku@city.saitama.lg.jp

4 広告掲載イメージ

(例) 裏表紙(表4) 赤枠内が広告

水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは、計量法に基づき、有効期限の8年を迎えるまでに交換するように定められています。

水道局では、交換業者が、交換対象のお宅に事前にお知らせを投函したうえで、水道メーターの交換作業を無料で行います。ご理解とご協力をお願いします。

なお、交換業者は、全員が水道事業管理者発行の「**受託者証明書**」を携帯し、腕章を着用しています。



交換作業にお立会いの必要はありません。

交換後に、交換完了のお知らせを投函します。

給水装置課 ☎048-788-2749 FAX 048-669-2260 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

漏水調査にご協力ください

水道本管及び道路から宅地の水道メーターまでの給水管の漏水を早期に発見するため、計画的に漏水調査を行います。

調査期間中は、水道メーターで漏水の有無を確認するため、許可を得て宅地内に立ち入らせていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査期間 令和3年6月上旬から令和4年3月下旬まで(予定)

調査方法 (道路) 路面探知及び仕切弁等で音聴調査を行い、漏水の有無を確認します。

(宅地) 水道メーター等で音聴調査を行い、漏水の有無を確認します。

水道本管洗浄作業にご協力ください

水道本管内の水質劣化を防止し、適正な水質を維持することを目的として、市内15か所の地区で計画的に水道本管の洗浄作業を行います。

対象地区及び日程が確定しましたら、水道局のホームページに情報を掲載し、該当する住宅に「水道本管洗浄作業のお知らせ」を投函します。

作業を実施するにあたり、該当する住宅にお住まいの皆さまには、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

作業期間 令和3年6月上旬から令和3年12月上旬まで(予定)

作業時間 23時から翌朝5時まで

※調査員及び作業員は、全員が水道事業管理者発行の「**受託者証明書**」を携帯し、安全ベストを着用しています。調査及び作業を実施するにあたり、お客さまに対して費用を請求することは一切ありません。

維持管理課 ☎048-788-2496 FAX 048-669-2260 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

さいたま市で
家族葬をするなら



福祉葬祭

1日1組 限定 貸切

北浦和ホール
メモリアルホール大宮
メモリアルホール西浦和

昼の安置室を完備

ご自宅に安置ができないという方に安心してご利用いただけます。

- 病院から直接ご安置可能
- 24時間365日ご利用いただけます

お葬式のご依頼・ご相談・資料請求は

☎0120-37-4949

さいたま本社：さいたま市浦和区領家7-5-3
東武東上線 浦和駅 徒歩10分

公営斎場のご葬儀も承ります | 浦和斎場 | 思い出の里会館 | ひかり会館

●編集・発行 さいたま市水道局 水道統括課 広報・防災係
 〒330-8532 さいたま市浦和区常盤6-14-15 ☎048-714-3065 FAX 048-832-5829
 ●お問い合わせ先 さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部
 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ☎048-829-1106 FAX 048-829-1997